

所得税法(一部抜粋)

120条(確定所得申告)

居住者は、その年分の総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額が所得控除の規定による雑損控除その他の控除の額を超える場合において、当該総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額からこれらの控除の額を第87条第2項(所得控除の順序)の規定に準じて控除した後の金額をそれぞれ課税総所得金額、課税退職所得金額、又は課税山林所得金額とみなして第89条(税率)の規定を適用して計算した場合の所得税の額の合計額が配当控除の額を超えるときは、確定損失申告の規定による申告書を提出する場合を除き、第三期において、税務署長に対して、次に掲げる事項を記載した申告書を提出しなければならない。

一 その年分の総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額並びに雑損控除その他の控除の額並びに課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額又は純損失の金額

(中略)

三 第一号に掲げる課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額につき第三章(税額の計算)の規定を適用して計算した所得税の額

四 前号に掲げる所得税の額の計算上控除しきれなかった外国税額控除の額がある場合には、その控除しきれなかった金額

五 第一号に掲げる総所得金額若しくは退職所得金額又は純損失の金額の計算の基礎となった各種所得につき源泉徴収をされた又はされるべき所得税の額がある場合には、第三号に掲げる所得税の額からその源泉徴収税額を控除した金額

六 前号に掲げる金額の計算上控除しきれなかった源泉徴収税額がある場合には、その控除しきれなかった金額

(以下省略)

(注)株式等の譲渡等があった場合については、措置法施行令25条の8で、上記に列挙されている所得に「株式等の譲渡所得等の金額」を加えて読み替えることとなっている。

所得税法(一部抜粋)

122条(還付等を受けるための申告)

居住者は、その年分の所得税につき第120条第1項第四号、第六号、第八号に掲げる金額がある場合には、同項の規定による申告書を提出すべき場合及び次条第1項の規定による申告書を提出することができる場合を除き、第138条第1項(源泉徴収税額等の還付)又は第139条第1項若しくは第2項(予定納税額の還付)の規定による還付を受けるため、税務署長に対し、第120条第1項各号に掲げる事項を記載した申告書を提出することができる。

(以下省略)

190条(年末調整)

給与所得者の扶養控除等申告書を提出した居住者で、第1号に規定するその年中に支払うべきことが確定した給与等の金額が2,000万円以下であるものに対し、その提出の際に経由した給与等の支払者がその年最後に給与等の支払をする場合において、第一号に掲げる所得税の額の合計額がその年最後に給与等の支払をする時の現況により計算した第二号に掲げる税額に比し過不足があるときは、その超過額は、その年最後に給与等の支払をする際徴収すべき所得税に充当し、その不足額は、その年最後に給与等の支払をする際に徴収してその徴収の日の属する月の翌月10日までに国に納付しなければならない。

- 一 その年中にその居住者に対し支払うべきことが確定した給与等につき第183条第1項(源泉徴収義務)の規定により徴収された又は徴収されるべき所得税の額の合計額
 - 二 別表五により、その年中にその居住者に対し支払うべきことが確定した給与等の金額に応じて求めた同表の給与所得控除後の給与等の金額から次に掲げる金額の合計額を控除した金額を課税総所得金額とみなして第89条第1項(税率)の規定を適用して計算した金額
- イ～ホ(社会保険料控除から基礎控除までの各種所得控除)

租税特別措置法（一部抜粋）

37条の11の6(源泉徴収選択口座内配当等に係る所得計算及び源泉徴収等の特例)

6 前項の金融商品取引業者等が居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者に対して支払われる源泉徴収選択口座内配当等について徴収して納付すべき所得税の額を計算する場合において、当該源泉徴収選択口座内配当等に係る源泉徴収選択口座につき次の各号に掲げる金額があるときは、当該源泉徴収選択口座内配当等について徴収して納付すべき所得税の額は、政令で定めるところにより、その年中に交付した源泉徴収選択口座内配当等の額の総額から当該各号に掲げる金額の合計額を控除した残額を(中略)第9条の3の2第1項に規定する上場等の配当等に係るこれらの規定に規定する交付する金額とみなしてこれらの規定を適用して計算した金額とする。

- 一 その年中にした当該源泉徴収選択口座に係る特定口座内保管上場株式等の譲渡につき第37条の11の3第1項の規定に基づいて計算された当該特定口座内保管上場株式等の譲渡による事業所得の金額、譲渡所得の金額及び雑所得の金額の計算上生じた損失の金額として政令で定める金額

(以下省略)